

四日市市病院告示第6号

市立四日市病院嘱託職員の就業に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年4月1日

四日市市病院事業管理者 一宮 恵

市立四日市病院嘱託職員の就業に関する要綱の一部を改正する要綱

市立四日市病院嘱託職員の就業に関する要綱（平成27年四日市市病院告示第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	
別表第3（第5条関係）	
勤務内容	加算額日額
助産業務（助産師）	80円
放射線室勤務（看護師）	150円
透析室・手術室・ICU・ER勤務（看護師）	80円
病理検査業務（リハビリテーションを含む）	100円
看護助手業務	200円
歯科口腔外科業務（歯科医師）	540円
日額をもって支給するものについては、特別に定めるものを除き、1日につき2つ以上異なった業務に従事しても併給せず、手当額の高額なもののみを支給する。	

改正前	
別表第3（第5条関係）	
勤務内容	加算額日額
助産業務（助産師）	80円
放射線室勤務（看護師）	150円
透析室・手術室・ICU・ER勤務（看護師）	80円

病理検査業務（リハビリテーションを含む）	100円
看護助手業務	200円
日額をもって支給するものについては、特別に定めるものを除き、1日につき2つ以上異なった業務に従事しても併給せず、手当額の高額なもののみを支給する。	

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。